**第５０回大阪府社会福祉審議会　議事概要**

**日時：令和３年７月30日（金）　　　午後１時30分～午後３時**

**場所：Web開催、大阪赤十字会館301**

**＜会議の成立について＞**

　出席議員数　１７名　（本審議会の委員総数２１名の過半数）

大阪府社会福祉審議会規則第五条第三項により、会議が有効に成立。

**＜会議の公開＞**

　会議の公開に関する指針に規定する「会議の公開の基準」に基づき、公開とする。

**議題１．専門分科会・部会の審議・審査状況について**

資料１により「専門分科会・部会の審議・審査状況について」事務局説明

＜質疑・意見＞

　本議題についての質問・意見はなし

**議題２．令和２年度改定の福祉関連計画について**

　資料２－１により「第５次大阪府障がい者計画の概要」について事務局説明

　資料２－２により「大阪府高齢者計画２０２１の概要」について事務局説明

＜質疑・意見＞

〇委員

　２点お伺いをしたいと思います。１点は、障がい者計画のところで、今、行っております、オリンピック・パラリンピック、来年は、マスターズゲームス（ワールドマスターズゲームズ２０２１関西）もありますが、この障がい者計画の概要の「楽しむ」というところに「芸術文化活動」というものがあるのですが、スポーツという言葉がありません。本編のほうでは、スポーツという記述、考え方があるのかどうかご教示いただければと思います。

　もう１点は、障がい者計画は6年間、高齢者計画は３年間と今年度（令和３年度）からの計画であり、当然、ＰＤＣＡ（ＰＤＣＡサイクル）を回していくと思いますが、もともと大阪府において、これらの計画の企画段階、計画段階で事業費の想定をされているのか、いないのか。そのあたりのことも含めてこの計画と予算の兼ね合いというものはどのような考えをお持ちなのかこれも併せてご教示いただければと思います。以上２点です。

○事務局

まず、１点目の障がい者計画の「楽しむ」の中には、スポーツのことも規定されているのかというご指摘について、文化芸術のみならず、オリパラ（オリンピック・パラリンピック）といったようなキーワードも用いながらスポーツを楽しむということに関しても規定はさせていただいております。

　２点目、「計画を策定するに際して予算というものも計画的に考えて作っているのか」というご指摘について、第５次障がい者計画は、６年間の長期を見越したものであり、大きな方向性として、このようなところを目指していくという計画でございますので、細かい予算も含めて、検討しているものではございません。

○事務局

高齢者計画については、当該計画を策定するにあたり、各市町村の数値を確認し、介護サービス全体の将来的な見込みがどのようになるかといったサービス供給量につきましては、計画の中に数値を明記しておりますが、予算となりますと、ご承知のとおり、保険料を徴収して介護サービスを行うということでほとんどが、介護の給付費という形になっておりますので、計画には定めておりません。

○委員

ありがとうございます。大阪府の考え方というのがよくわかりました。スポーツについては、今後、ぜひとも特筆していただければうれしく思います。

　事業費の予算をお聞きしたのは、当然、市町村も大阪府の考え方というものを受けて、またそれぞれ各施策に取り組んでいきますので、大阪府が事業費や予算の面でどの程度、あるいはどのようなイメージを持たれて企画をお作りになっているのかを知りたかったので質問いたしました。状況がよくわかりました。ありがとうございます。

○委員

１点だけ質問させていただきたいのですが、障がい者計画のところで、最重点施策の「入所施設から、精神科病院から地域移行へ」という記述について、非常にこれは世界的なトレンドとしては、重要な点なのですが、私自身が気になるのは、この課題設定です。背景課題のところで、「障がい者の重度化、高齢化や８０５０問題、親亡きあと」というところなのですが、現実には、今現在、地域にお住まいで、障がい者の方とかあるいは、障がいとはいわないけれどもひきこもりあるいは、うつの方々と一緒に住んでおられる親御さんも結構、おられ、全体的に数が多くなりつつあります。そのような問題に対してはどのように対応していくのかということがとても気になっているのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○事務局

先生がおっしゃるとおり、地域で暮らしていくということが大変、重要な視点になっており、その中で、様々な課題にどのような形で取り組んでいくのかということで、「生活場面Ⅰ地域や町で暮らす」において、どのように、地域に移行していっていただくのかという視点で課題整理をしています。また、地域でしっかりと快適に暮らしていくことを進めていくためには、地域としての力づくり、基盤づくりをしっかりしていかなくてはならないということもございまして、「共通の場面」において、地域力を上げていくという課題の整理をさせていただいております。

○委員

ここでいう障がい者の方というのは、おそらく、診断が明確についておられたり、あるいはさまざまな施策の中に入り切ることができる方々であって、その制度に入ることができない方や制度に乗ることができない可能性のある方が地域にいらっしゃる場合にはどのようなフォローをされるのでしょうか。おそらく、地域生活支援拠点など支援を行うところで行うと思うのですが、積極的に訪問活動をしないとなかなか見えてこない場合は、潜在化していく可能性があるため、ご留意をいただければありがたいと思っています。回答は不要です。

**議題３．令和３年度大阪府福祉部の取組みについて**

資料３－１から３－３により「令和３年度福祉部の取組み」について事務局説明

＜質疑・意見＞

○委員

資料３－２の２ページの「児童虐待対応の拡充と強化」のところについて、例年、８月から９月にかけて新聞やテレビなどメディアのほうで全国の児童相談所から児童虐待件数の速報値が報道されます。大阪は例年過去最多を更新し続けているという状況かと思います。

その児童虐待対応の拡充・強化において、令和３年度の当初予算案は、４億６，９６７万円と主な事業概要に示されています。その一番下の段に「上記の取組みに加えて子ども家庭センター（大阪府子ども家庭センター）職員の計画的な増員を進める」と書かれていますが、これは具体的にどのように計画されているのでしょうか。また、その増員計画に付随した予算について、４億６，９６７万円のうちのどのくらいをつぎ込んでいるのかを教えていただきたいと思います。

○事務局

　職員増員の計画について、ご説明をさせていただきます。これは、一昨年の８月に作成しているもので、令和９年度までの８年間で１４３人増員するという計画でございます。

　毎年、２０人程度の増員を目指しているといったところでございます。この（計画に伴う）予算につきましては、主に人件費であり、この４億の中には入っておりません。ただ、増員に伴いまして、執務室が狭くなるなど、そのスペースを確保する費用については、この中で一部、計上させていただいております。説明は、以上でございます。

○委員

ありがとうございます。毎年、２０人ずつ児相（児童相談所）に増員させるということで、これは今、順調に毎年２０人ずつ、計画のとおりに入っているということですね。

　人員と同様に、専門性をもって育てるということが、このようなスタッフの資質（向上）に、大切なことだと思います。ぜひ、長い視点で人員の養成をやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員

　どれかの事業についてということではないのですが、コロナ禍で、福祉分野の障がいのある方や高齢者の方の施設も含めて接触や対面ができなくなるなど、とても被害を受けたかと思います。今、それに対するさまざまな事業でいろいろな支援をされていると思いますが、今度、大阪に緊急事態宣言が出るということではありますが、やはり、ワクチン接種率が上がってくることによって出口戦略というか、この程度になればこのような接触もしてもよいというようなもう少し先を見据えた対策なども必要なのではないかと思います。

　採用するにあたっては、やはりこのコロナ禍における、どのような影響が出ているかとか、そのような調査をすることも必要ではないかと思ったりはするのですが、そのあたりも方針で決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局

ワクチン接種が進んだときも見据えて、対応を考えていくべきではないかというご指摘だったかと思います。今、高齢者の方を優先してワクチン接種をしていただいているということで、福祉部といたしましても施設に入所されている高齢者の方、高齢者施設の接種の状況を今、確認をさせていただいている最中でございます。

　ワクチン接種が進んだ後の対応については、健康医療部とも情報を共有させていただきながら国のそれぞれの施設への対応の指針などもありますので、それらも参考にしながら、今後、検討させていただければと考えている所です。

○委員

ありがとうございます。やはり、オンラインと自粛では、このような福祉の分野の方々にできることは非常に限られているのではないかと思いますので、また日常になるべく早く戻っていくことができるような施策をお願いしたいと思います。

○委員長

実は昨年ですが、コロナが流行り始めてしばらく経ったところで大阪府が音頭を取りまして、「ウィズコロナ・アフターコロナの戦略会議懇話会」というものをしております。多くは、経済についての場面や社会的な場面であったのですが、その中で、福祉についてはどのようにするかということも話しており、何回か協議を重ねたのですが、そのあと、コロナが続いてきたということで、少し先細りといいますか、出口をどのようにするのかというあたりがまだ見えないまま進んでいく印象があったと思います。

このあたりは、ほかの委員もいろいろご意見があるところだと思いますが、今のところも含め、全体どの内容でも結構ですので、ご意見があればいただきたいと思います。

○委員

２点ほどお伺いをしたいと思います。一つが、３－２の資料の４ページで、「社会福祉施設等応援職員派遣支援事業」のご説明をいただいたと思います。それに対して、３－３－（１）の資料の③の所の四角囲みが、今の現状、６月末時点での実績ということで理解してよろしいですか。

〇事務局

　はい。

○委員

まず、その点が知りたかったので、ご説明いただきありがとうございます。実績のところで、施設に２０名派遣ということになっておりますが、大阪府で、「このくらい派遣ができれば」というような想定されていた目標と現実とのギャップがどのくらいあったのか、想定どおりであったのかなど大阪府としてどのように考えられているかをお聞きしたいということが１点。

　もう一つが、今問題となっているヤングケアラーについて、この分野は扱われていないのか、もしくは今日は重点のところの紹介のみで、ここにはないけれども実際にはほかにも取り組んでいるものがあるのでしょうか。ヤングケアラーは、今とても大事な課題で、市町村のほうでも実態把握などをされていると思いますので、大阪府の取組みとしてもし、お話をいただけるものがあればぜひ、お伺いしたいと思います。以上２点、よろしくお願いいたします。

○事務局

　応援職員の件につきましては、先ほどお話がありましたとおり、５施設からの派遣要請を受け、２０名の支援職員さんが派遣されています。これは昨年度の実績でございまして、今年度は実績がまだございません。

　これをどのように考えるのかということでございますが、大阪府としては、クラスターが発生し、人手不足が生じた施設に対して、応援職員を派遣する枠組みを構築しており、それについて、予算も確保しております。この事業につきましては、困ったときにお互いの施設同士が、法人同士が助け合ってくれるという仕組みになっておりまして、今もなお、大阪府の社会福祉協議会や、その加盟されている施設、それから、大老協（公益社団法人大阪介護老人保健施設協会）に加盟されている施設がそれぞれの施設の状況、ニーズに合わせて派遣していただいております。

　今のところ私どもとしては、この制度というものはうまく動いていると思っておりますが、ただ、いくつか課題がございます。例えば、レッドゾーンへの派遣をどのように考えるのかというときに、障がい者施設のグループホームやそもそも職員数がとても少ない所において、（レッドゾーンの対応も）一つの法人では対応が難しいというようなときには、その危険の中に派遣職員が飛び込むということとなり、この取組みでは、容易なことではありません。これを大阪府として、どのように応援をすることができるのかなどのそのような課題があると思います。これは、大阪府内においても集まってしっかりと検討しているところであり、大阪府としてはこれらのニーズにしっかりと答えていきたいと思っております。

○事務局

引き続いて、２つ目のヤングケアラーの取組みについてですが、国のほうで年度の初めに、報告書が出されまして、一定の方向性が示されたと思っております。現在、福祉部の中で、ワーキングチームを設置させていただいておりまして、どのようにして発見するか、その発見をした人をどのようにして支援につないでいくか、どのような支援が必要か、このような観点から課題の整理をさせていただいているところでございます。

　一方、大阪府の教育庁では、実態調査について、国からも言われており、今年度一定の調査をするとお聞きしておりますので、今後、大阪府として関係部局横断の検討組織の設置も視野に入れながら、来年度に向けて、具体的な取組みをどのようにしていくのかということを検討を重ねて、一定の方向性というものを出していくことができればと現時点では考えているところでございます。

○委員

ありがとうございました。また、応援職員の件、詳しいご説明をありがとうございます。労働相談においても、やはりそのような施設で働かれており、もう、何日も何日も人がいないから休むことができないというような深刻な相談もありますので、ぜひ、この制度がうまく機能するように宣伝、広報、周知もうまくしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長

やはり、福祉の現場の担い手といいますか、私も大学で教えていますので、やはり学生がしっかりと働きたいという職場にどのようにしていけるかという点からも非常に重要な点だと思います。

その他全体を通してご意見ありましたらお願いします。

○委員

１０年くらい前になるのでしょうか。厚生労働省から府内の市町村の妊婦健診の助成が特例交付金による全国一律の制度として全額国の負担で措置されるようになりました。今乳幼児に対する医療費助成は、保護者に所得制限を設け、小学校就学前児童の入院・通院にかかる医療費の助成の補助については、大阪府が市町村に対して行なっていますが、大阪府内全ての市町村が対象年齢を中学校卒業以上に拡充する等、各市町村単独事業として補助基準以上の上積みを行っている状況です。全国では中学校卒業までの助成に拡充されつつあり、近隣の兵庫県や京都府、奈良県において中学校卒業まで拡充されています。ぜひ大阪府においても、子育てにかかる経済的負担軽減を図るため、入院・通院の対象年齢を中学校卒業まで拡充、また所得制限の撤廃、入院時食事療養費の適用等、補助基準の見直しを行なっていただきたいと思います。これは、要望のみで、回答は不要です。

〇委員

　生活困窮者の自立支援について、窓口でのアセスメント、市町村連携はできているのでしょうか。

〇事務局

　市町村の窓口で生活福祉資金についてご案内いただいており、また、生活福祉資金貸付の窓口においては、自立相談支援機関と連携した生活相談を行っております。さらに必要な場合には福祉事務所につなぐなど、市町村と密接に連携して取り組んでおります。

〇委員長

　今回、本審議会はおよそ３年ぶりの開催で間が空きましたが、社会・経済情勢の変化により様々な課題が生じていますので、是非今後は社会福祉施策の検討に専門家の意見を聞く機会を定期的に設定し、社会福祉施策の展開に活かしていただきたいと思います。

**＜事務局より閉会の挨拶＞**

（終了）